

様式第1号(第4条関係)

与謝野町本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

(あて先)与謝野町長 様

申込人(窓口に来た人)

住 所 _____

(代表者)氏名 _____

申込人の区分 1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人

与謝野町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申込みます。**申込人代表者と本籍・世帯が同一の者が複数で登録しようとする場合は、「事前登録をしようとする者の氏名」欄への記入は、本人が署名することにより、申込日において事前登録申込みを申込人代表者に委任する意思表示とします。**

事前登録をしよう とする者 の氏名 <small>フリガナ</small>	(代表者) _____	_____	_____	_____	_____
生 年 月 日	M・T・S・H . .	M・T・S・H . .	M・T・S・H . .	M・T・S・H . .	M・T・S・H . .
性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
代表者連絡先	() - () - () <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()				
通知対象もの	本 籍	<input type="checkbox"/> 申込人の現住所と同じ 与謝野町字 _____		筆頭者	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ _____
	住民登録地	<input type="checkbox"/> 申込人の現住所と同じ 与謝野町字 _____			

※「消除された住民票及び戸籍の附票」は、消除された日から5年間に限り、通知対象とします。

※事前登録者が15歳未満又は成年被後見人である場合など、通知の送付先を事前登録者の住民登録地以外の場所とすることができます。

事前登録者〔 〕に係る理由及び送付先として指定する場所			
<input type="checkbox"/> 事前登録者が15歳未満(親権者の住民登録地) <input type="checkbox"/> 事前登録者が成年被後見人(成年後見人の住民登録地(成年後見人が法人のときは事務所の所在地)) <input type="checkbox"/> 事前登録者が入院等で住民登録地に居ない(施設の所在地等)			
送付先	〒 -	氏 名	フリガナ
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他()		

注 申込みの際に次の書類を提出(郵送の場合は申込書に同封)し、又は提示してください。

- ①あなた(申込人代表者)が本人であることを証明する書類
- ②あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類
- ③あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)
- ④通知の送付先を申込者の住民登録地以外の場所に指定する場合は、併せてその理由及び送付先とする場所を明らかにする書類

※次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	本人確認書類	その他確認事項	備考
	No.	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 戸籍(親権) <input type="checkbox"/> 登記事項証明(法定代理) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 公簿確認()

住民票の写し等の“事前登録型本人通知制度”的ご案内

～住民票などを第三者へ交付したことを事前登録者へお知らせします～

■「事前登録型本人通知制度」とは

- 町が、住民票や戸籍など（以下、「住民票など」）の証明書を本人の代理人や第三者に交付したときに、あらかじめ登録をされている方に対して、交付した事実をお知らせする制度です。
- 与謝野町では、住民票などの不正請求・不正取得を抑止し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、この制度を導入しました。

【注意】住民票などは、本人以外の第三者でも法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。この制度は、第三者からの請求があった際に拒否したり、交付の可否を確認するものではありません。

■住民票などの第三者による請求とは

①本人等の委任による代理人、②本人等以外の者が自己の権利の行使、又は義務を履行するために必要な場合、③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士の特定事務受任者が、受任している事務の遂行に必要な場合に、特定事務受任者が所属する団体が発行する職務上請求書を使用して行う請求をいいます。

※本人等とは、住民票の写しにおいては本人または本人と同じ世帯に属する方、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載されている者、又はその配偶者（夫・妻）、直系尊属（父母や祖父母など）、卑属（子や孫など）」をいいます。

■通知の対象となる証明書・通知内容について

- 通知の対象は、戸籍の謄抄本、住民票の写し、これらの記載事項証明書、戸籍附票の写し、及びこれらについて消除されたもの（除籍、住民票の除票など）です。（保管中のものに限ります。）
- 通知は、交付された証明書に記録されている方のうち「事前登録された方」に対して、交付の日から30日後に書面で行います。（町長が特別な事情があると認めた場合は通知をしないことがあります。）
- 通知内容は、①交付した年月日、②交付した証明書の種別及び交付枚数、③請求者の区分です。

※請求者の区分とは、代理人、代理人以外の第三者請求（個人・法人・特定事務受任者）のことをいいます。なお、交付請求者の氏名・住所等は通知しません。

■事前登録する方法（※事前登録の申し込みは任意です。申し込みの期限は設けていません。）

- この制度に登録できるのは、与謝野町に住民票または戸籍がある方です（除かれた方を含む）。
- 裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、役場住民税務課の各庁舎住民係にご持参ください。
- 登録には申込代表者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）が必要です。
- 法定代理人（親権者・成年後見人等）が申込みをする場合は、その権限確認のため、戸籍や登記事項証明書等が必要です。（町保管の公簿で確認できる場合は不要です。）
- 申込代表者に対し、登録が完了したことを書面で通知します。

※申込書は町のホームページからもダウンロード可能です。また、郵送での申込みも可能です。

■事前登録の変更・廃止について

- 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、届出が必要です。
- 事前登録者が死亡したとき、住民票を職権消除したときなどは登録を廃止します。（届出は不要です。）登録の有効期間は設けませんので、死亡等の理由による廃止を除き、永年登録とします。